

納税の猶予・減免について

◆納税の猶予

次の場合には、納税が1年以内（事情により最高2年）に限り猶予されます。

- 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき。
- 2 本人や生活をともにする家族が病気や負傷をしたとき。
- 3 事業を廃止又は休止したとき。
- 4 事業に大きな損失を受けたとき。

◆期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、申請により災害などがやんだときから2か月（県たばこ税・市町村たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・入湯税は30日）以内に限り期限が延長されます。

◆主な減免について

次に掲げる場合で、知事又は市町村長が必要と認めるときには、税が減免されます。

◎個人住民税

- 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 学生及び生徒
- 災害その他特別の事情により特に必要と認められる者

◎法人県民税

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 市町村長の認可を受けた地縁による団体
- 特定非営利活動法人

◎法人市町村民税

- 公益社団法人又は公益財団法人等

◎個人事業税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- 災害により被害を受けた場合

◎不動産取得税

- 取得した不動産が6か月以内に災害を受け、滅失又は損かいた場合
- 災害により滅失又は損かいた不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の不動産を取得した場合

- ◎自動車取得税（身体障がい者等に対する減免は31ページ参照）
 - 取得した自動車が1か月以内に天災により滅失した場合
 - 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得
 - 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療用の自動車の取得
 - 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の自動車の取得

- ◎自動車税（身体障がい者等に対する減免は34ページ参照）
 - 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
 - 生活路線等を運行する一般乗合用のバスに対する減免

- ◎軽自動車税（身体障がい者等に対する減免は38ページ参照）
 - 公益のため直接専用するものと認める軽自動車

- ◎固定資産税
 - 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除きます。）
 - 市町村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

◆NPO法人に対する県税の支援施策について

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を支援するため、平成16年4月から次のとおり県税の減免措置が講じられています。

◎対象税目等

税 目	摘 要
法人県民税均等割	収益事業を行っていても赤字の場合には、設立の日から5年以内に終了する事業年度に限り減免されます。 (収益事業を行っていない場合は、設立後の経過年数にかかわらず減免されます。)
不動産取得税	特定非営利活動事業の用に供する不動産の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合には、不動産取得税が減免されます。
自動車取得税	特定非営利活動事業の用に供する自動車の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合には、自動車取得税が減免されます。

◆企業誘致等のための課税免除について

- ◎過疎地域内における県税の課税免除（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）
 - 製造の事業等の用に供する設備の新設等で一定要件を満たす場合
 - 畜産業・水産業を行う個人が一定要件を満たす場合
- ◎企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除（不動産取得税）
 - 県が承認した企業立地計画に基づく施設の設置等で一定要件を満たす場合